

Q. 横浜市の法人市民税に係る「法人税割の税率」の変更について教えてください。

A. (以下のとおり)

## 「法人税割の税率」の変更について

- 平成 26 年度税制改正で、法人住民税（法人市民税・法人県民税）法人税割の税率を引き下げる改正が行われました\*（平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）。
- なお、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度の予定申告時の法人税割の計算方法は、「前事業年度の法人税割額 ×  $\frac{4.7}{\text{前事業年度の月数}}$ 」であることにご留意ください。
- 横浜市の法人市民税の確定申告に係る法人税割の税率は、下表のとおりとなります。

	資本金の額又は出資金の額	税 率	
		平成 26 年 9 月 30 日までに開始する事業年度	平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度
(1)	10 億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人	14.7%	12.1%
(2)	5 億円以上 10 億円未満の法人	13.5%	10.9%
(3)	5 億円未満の法人	12.3%	9.7%

\* 今回の改正で、法人住民税法人税割の税率引下げ分に相当する「地方法人税」が国税に創設されました。

## 横浜市の法人市民税について 「申告書・納付書用紙」「法人の事業年度・納税地・その他の変更・異動届出書」等のダウンロード

横浜市法人市民税 検索

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/houjin.html>)

法人市民税納付書や一部を除く申告書等の様式・手引きについて、ホームページに掲載していますので、便利なダウンロードをご利用ください。

（インターネットがご利用できない場合は、電話受付による送付も行っています。）

### 法人市民税に関する申告先・お問い合わせ先

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当  
〒231-8314 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル9階  
電 話：045-671-4481

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

\* こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取り扱いしておりません。